本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

「原判決を取り消す。本件を仙台地方裁判所に差し戻す。控訴費用は 被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、主文同旨の判決を求 めた。

当事者双方の事実上の主張および証拠関係は、次に付加するほかは原判決の事実 摘示と同一であるからこれを引用する。

(控訴人の主張)

控訴人は、目的、名称、事務所等を定めた定款を有し、かつ、代表者の定 めを有する社団であるから、当事者能力を有する。

こ、 被控訴人主張の五名のうち、Aが現に就学中の子女を有し、その余の者が現に就学中の子女を有していないことは認める。学校教育法二二条は、保護者の義務期間および順位を規定したに過ぎないものであるから、同条にいう「保護者」とは、現に就学中の子女を有する者のみでなく、広く将来において子女を就学させる立場にある者をも含む趣旨である。しからば a 町 c 学区民はすべてその子女を安生かの活の難になる。公校に就学される作品を表する。 かつ近距離にあるc分校に就学させる権利を有するものであつて、控訴人はその共 同の利益を守ることを目的とした団体である。

被控訴人の後記一の主張を否認する。

(被控訴人の主張)

一、 c分校存置対策委員会は、もと委員長たるBのほかC、A、D、Eの四名の構成員を有していたところ、原審判決言渡后まもなく右四名は右対策委員会を脱 退し、その結果右対策委員会はBが残るのみとなつた。従つて控訴人は団体性を喪 失し、当事者能力を欠くにいたつた。

かりに右主張に理由がないとしても、控訴人は、次の諸点に徴しても権利

能力なき社団の成立要件をそなえていない。 (一) 右対策委員会の設立時期、構成員が不特定、不明であり、権利義務の主

体、資産の総有的帰属主体が不明であること (二) 右対策委員会には、目的、名称、事務所、資産に関する事項等を記載し た定款、規約が存在しないこと

三、 学校教育法二二条にいう「保護者」とは、子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人を指すものであるところ、右対策委員会の五名の構 成員中保護者に該当する者はA一人だけで、その余の者は保護者ではない。しかし て社団とは、共同の目的を達成するために意識的に結合した二人以上の集団を指す ものであるから、保護者である者が一人で、他はそうでない者によつて団体を組織 しても適法な団体ではない。 (証拠) (省略)

まず控訴人たる a 町立 b 小学校 c 分校存置対策委員会(以下単に控訴人委 員会という。)が、かりに控訴人主張の如く民訴法四六条にいう法人に非ざる社団 に該当するものであるとしても、本件訴の提起につき当事者適格(原告適格)を有 しない限り本訴は不適法たるを免れないので以下当事者適格の有無につき検討す る。控訴人は、右適格の理由づけとして、 (1) 控訴人委員会は、学校教育法二二条によりその子女を小学校に就学させ

る義務を負う保護者によつて構成されている。

右構成員はいずれも現在もしくは将来保護者としてその子女を小学校に (2) 就学させる権利を有するところ、本件処分によりその子女は昭和四五年四月以降b 小学校本校に通学せざるをえないことになるが、その通学はc分校への通学にくら 「大学校本校に通子とこるをんないことになるが、その通子はどが校への通子にくられて著しく困難かつ危険であつて、このような結果を招来する本件処分は右構成員の権利を侵害するものである、(3)控訴人委員会は、右構成員に対する右権利の侵害を排除し、その共同の利益を守るために設立されたものである、と主張する。 〈要旨第一〉ところで、憲法二六条、教育基本法三条、四条、学校教育法二二条 は、すべての国民に対しひとしく教〈/要旨第一〉育を受ける権利を保障するととも

に、これを実効あらしめるため、保護者に対しその保護する子女を小学校等へ就学 させるべく義務づけ、他方においてこれに対応して地方自治法二条三項五号、学校 教育法二条、二九条、四〇条により市町村に対して小学校等を設置する義務を課し ている。このように小学校という教育施設(営造物)の設置が地方公共団体の義務 とされ、他方保護者に対して就学の強制すなわち特定の営造物の利用の強制がなされている法意から考えると、保護者は、その保護する子女を就学させる義務を負うと同時に、その反面において特定の小学校に子女を就学させるため当該営造物を利用する、一種の法律上保護されるべき利益(以下法的利益という。)を有しているものと解することができる。従つて、市町村の設置する小学校もしくは分校につき廃止処分がなされ、そのために子女の通学が著しく困難もしくは危険であつて、その就学が事実上不可能となるような状態が招来される場合には、たとえ右処分が特定の相手方のない処分であるとしても、保護者は右に述べた法的利益の侵害を理由として、右処分の効力を争うについて法律上の利益を有するものと解するのが相当である。

〈要旨第二〉ひるがえつて右に述べた「保護者」の意義、範囲について考えるに、学校教育法二二条一項は「子女に〈/要旨第二〉対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人」を保護者とし、かつ、子女が満六才に達した日の翌日以後における最初の学年の初から、満一二才に達した日の属する学年の終りまで(この期間を学齢期間という。)、小学校に就学させる義務を負う旨定めていることない。高いでは、二五条、二七条の各規定の文言からみると、(1)具体的に就学義務を負うべきものとされる保護者は、その子女に対し親権または後見を行う者は、その子女に対し親権または後見を行う実親、養親または後見人という住民個人(但者とは、現に親権または後見を行う実親、養親または後見人という住民個人(というは、現童福祉法四七条の施設の長はその例外である。)を指すものであることが、見重福祉法四七条の施設の長はその例外である。)を指すものであることが、この点につき将来において就学義務を負う者をも含むとあるけれども、前記諸規定の文言にてらすとき到底採用しえない独自の見解である。)。

してみると、控訴人委員会は、本件処分の不存在、無効の確認もしくはその取消 を求めるにつき団体固有の法律上の利益を有しないものであり、従つて本件訴につ いて原告適格を欠くものといわなければならない。

二、 以上の次第で、本件訴はその余の点について判断するまでもなく、右の理由だけで却下を免れないものであり、結論において同旨の原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから棄却することとし、民訴法九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松本晃平 裁判官 伊藤和男 裁判官 佐々木泉)